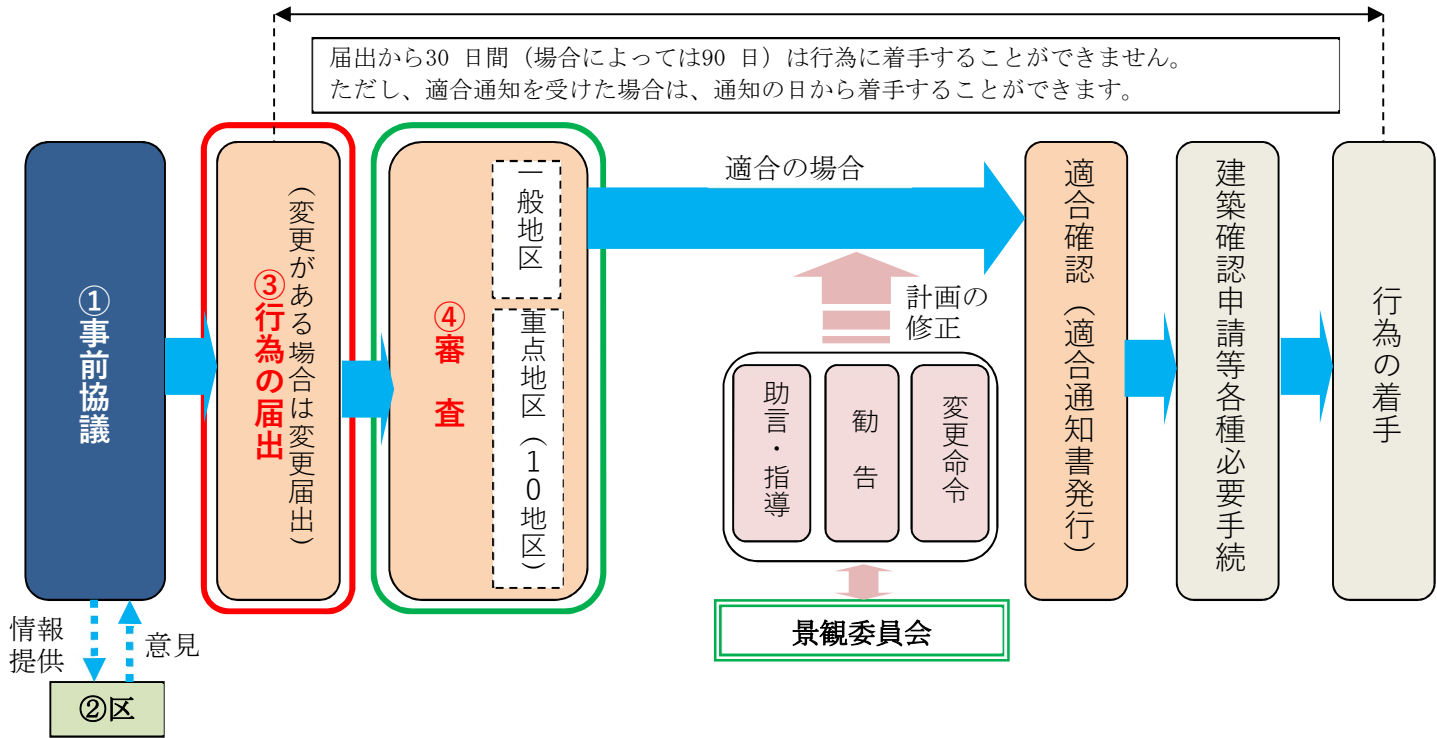


今帰仁村景観計画・景観条例手続きについて

今帰仁村景観計画 p.59 (景観計画概要版 p.8) における (建築物・工作物・土地等) 届出対象となる規模に該当する場合は、以下のフローチャートのとおり手続きが必要となります。



※事業者・施主の方々は、事前協議書提出前に、周囲の方々へ計画内容について情報提供を行い、理解を得るようにお願いします。

【提出書類】※様式は、今帰仁村役場HP→行政情報→施策計画→今帰仁村景観条例

①事前協議 提出部数：2部(村・区 各1部ずつ)

- ・今帰仁村景観計画区域内行為事前協議書(第1号様式)
- ・添付資料(図面(A3Z折り)・現況写真等)
- ・行為届出書の第2面・第3面(村提出分1部のみ)

※②区への情報提供

事前協議書の書類2部提出の内、1部は村から区へ情報提供するための書類となります。そのため区へ情報提供する1部については、区から客観的に景観の意見をいただくため届出者・設計者の住所・氏名等(事前協議書 第1号様式・添付図面等)個人情報がわかる部分に関しては省いて提出いただいております。

③行為の届出 提出部数：1部(村1部)

- ・今帰仁村景観計画区域内行為届出書(第2号様式 第1面・2面・3面)
- ・添付資料(図面(A3Z折り)・現況写真等)